

令和4年度

いじめ防止基本方針

名古屋市立植田南小学校

植田南小学校いじめ防止基本方針

1 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」より）

上記の「いじめ防止対策推進法」による定義を「いじめ」と考え、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立って行う。

2 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校は、上述のことを踏まえ、また、本市の学校努力目標である「なかまと学び夢を創る」の実現を目指し、以下の点を旨とし、いじめの防止等のための対策を行う。

- いじめの防止
すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に意欲的に取り組むことができるようにする。すべての児童が、「いじめはいけない」との認識に立ち、いじめ防止のために行動する。
- いじめの早期発見
すべての教職員が「いじめはどの学級でも起こりうる」という共通認識のもと、いじめ早期発見のための手段を講じる。
- いじめの早期対応
いじめを受けた児童の生命、心身を保護することを最優先に考え、教育委員会、家庭、地域、関係機関と連携し、問題の早期解消のため、組織的に行動する。

3 校内体制

いじめ防止等に組織的に対応するため、「いじめ等対策委員会」を設置し、基本方針に基づく取り組みの実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。また、いじめが生じたときは、学級担任等の特定の教員が抱え込むのではなく、いじめ等対策委員会が中心となり、学校全体で組織的に対応する。

<いじめ等対策委員会の構成員>

校長（責任者）、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生活指導担当、養護教諭、教育相談主任、子ども応援委員会コーディネーター、当該児童の担任、スクールカウンセラー

<いじめ等対策委員会の実施>

- 定期実施
年間計画に基づき、定期的実施する。児童の情報交換を行い、いじめの防止、早期発見に向けた取り組みについて協議する。
- 緊急実施
いじめの問題が生じたときに早期解消に向けた取り組みについて協議する。

4 教職員一人一人の心構え

- ・ 教職員一人一人が人権意識をもつ。
- ・ 教職員の言動、行動により児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりしないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。
- ・ 様々な面での児童理解を図るために、児童とふれあう時間を多く取る。
- ・ 児童が何でも相談できるような信頼関係を築くために、普段から児童の声に耳を傾け、親身になって対応する。
- ・ いじめを隠したり軽視したりしない。些細な兆候も見逃さず、積極的に認知する。
- ・ 日頃から保護者との信頼関係を結ぶように努める。
- ・ 保護者からの相談を受けたら親身になり、早急に対応し、連絡を怠らない。
- ・ いじめが発生したときは、早急に対応するのはもちろんのこと、決して一人で抱え込まず、学年、いじめ等対策委員会に報告し、組織的に対応する。
- ・ スクールカウンセラーとの連携を積極的に図る。

いじめ防止のさしすせそ

- さ 最悪の場面を想定して
- し 初期対応を
- す 素早く
- せ 誠実に
- そ 組織的に対応する

5 未然防止の取組

未然防止の基本

- ・ すべての児童が安心・安全な学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくこと。
- ・ 相手の気持ちを考えさせ、思いやりの心を育てていくこと。

(1) 集団づくり

① 学級

- ・ 学級目標の中に、「やさしさ」「思いやり」「助け合い」といった、いじめを起こさない集団にするためのキーワードを掲げ、子どもたちに常に意識させる。
- ・ 友達のよさに目を向けさせ、積極的に認め合うようにする。
- ・ 児童一人一人に居場所と役割があるようにする。
- ・ 明確な学級のルールを作り、児童が安心して学級で過ごせるようにする。
- ・ 集団遊びや学級児童全員が力を合わせて、取り組む活動を積極的に実施する。
- ・ 教室の環境整備に努める。

② 児童会

- ・ 児童会役員・代表委員が参加する「あいさつ運動」を実施し、あいさつが自然に交わされる学校を目指す。
- ・ 「なごやINGキャンペーン」とタイアップし、「いじめをなくそう集会（ING集会）」を開催する。
- ・ 児童集会やサマーフェスティバル等、全校児童で遊べる活動を実施する。

③ その他

- ・ 「夢と命の絆づくり推進事業」の積極的な活用を図る。

(2) 授業づくり

- ・ 「わかる授業」「一人一人が参加・活躍できる授業」づくりに向け、努力点の推進等を通して、教師一人一人の授業力向上に努める。
- ・ 学級担任全員が一年に一度研究授業を行い、お互いの授業を観察・検討する。
- ・ TTや少人数指導を積極的に行い、個別指導を行う。
- ・ 「発言するときのルール」「聞くときのルール」等、授業でのルールを明確にして、全員の児童が安心して授業に参加できるようにする。

- ・ 「人の失敗や間違いを笑わない」「分からないことはお互いに教え合う」等、授業においても思いやりの心が発揮できるように日頃から指導する。
- (3) 道徳教育・人権教育
- ・ 「道徳（きみが いちばん ひかるとき）」などの資料を積極的に活用し、道徳の授業を通して「思いやりの心」を育む。
 - ・ 「道徳教育は学校教育全体を通して行う」を常に念頭におき、あらゆる場面で道徳教育を行う。
 - ・ 「死ね」「うざい」「きもい」など、人権意識に欠けた言葉遣いに対する指導の徹底に努める。また、「学校における人権教育を進めるために」を活用して指導を進める。
 - ・ 情報モラル教育を積極的に進める。

6 早期発見の取組

いじめの早期発見のために、日常的な観察とともに、質問紙によるアンケート調査、教育相談等における面談などを計画的に行い、日常の児童の様子を把握する。

(1) 日常的な観察

- ・ 日頃から児童との触れ合いを多くして、児童一人一人の交友関係、行動、考えをよく理解するようにし、いじめの兆候、児童が示すサインを見逃さないようにする。
- ・ 児童の声に耳を傾け、認めることで、児童とのラポール関係を構築するように努める。

(2) アンケート調査・チェック調査

① 学校生活アンケート（WEB-QU）

- ・ 結果として表れる「学級での満足度」「学校生活における意欲」「ソーシャルスキルの定着具合」を基に、児童個々への対応や学級集団づくりに活用する。

② 定期的な記名式アンケート

- ・ 「学校は楽しいか」「悩みはないか」「友達にいやなことはされないか」「友達がいやなことをされているのを見てはいないか」「相談したいことがあるか」といった、学校生活に関わるアンケートを学期に1回程度行う。
- ・ いじめの早期発見に役立たせ、教育相談につなげる。

③ 緊急記名式・無記名式アンケート

- ・ いじめが発生し、事実関係を把握する必要がある場合は、緊急にアンケート調査を行う。
- ・ 記名式にするか無記名式にするかは、そのときの状況から、いじめ等対策委員会で検討し、判断する。

④ 気づいてる？こころのSOSの活用

- ・ 気づいてる？こころのSOSの「こころの元気」チェックリストを活用し、児童の心の様子を早期に確認する。各学期に行い、状況によって個別に教育相談を行ったり、スクールカウンセラーにつなげたりする。

(3) 教育相談

- ・ 「いじめの被害者は全力で守る」という学校、教職員の姿勢、決意を示す。他の児童のいじめについて、見聞きした場合は、勇気をもって相談するように呼び掛けるとともに、情報の発信元は絶対に明かさないと伝えておく。
- ・ 2学期は全員、1、3学期は希望者（及び心配のある児童）のみ学級担任が教育相談を行う。
- ・ 学級担任による教育相談は、事前に実施した学校アンケートを基に行う。

- ・ 定期的な教育相談以外でも、児童が希望すればいつでも教育相談に応じる。
- ・ 児童が希望する場合は、担任以外の教職員、スクールカウンセラーへの相談も可能とする。

(4) 保護者、地域との連携

- ・ 保護者に対しては、日頃から児童のよい点や気になる点など、学校の様子について連絡するように努めるとともに、児童のことで気になることがあれば、速やかに学校に連絡してもらうように依頼しておく。
- ・ 地域に対しては、「いじめ・問題行動等防止対策連絡会議」の場等を活用し児童のことで気になることがあれば、速やかに学校へ連絡してもらえるように依頼しておく。
- ・ いじめの防止や早期発見等への学校の取り組みや保護者としての心構えを、「学校だより」や学校HP等で伝え、学校の教育活動への理解と協力をお願いする。

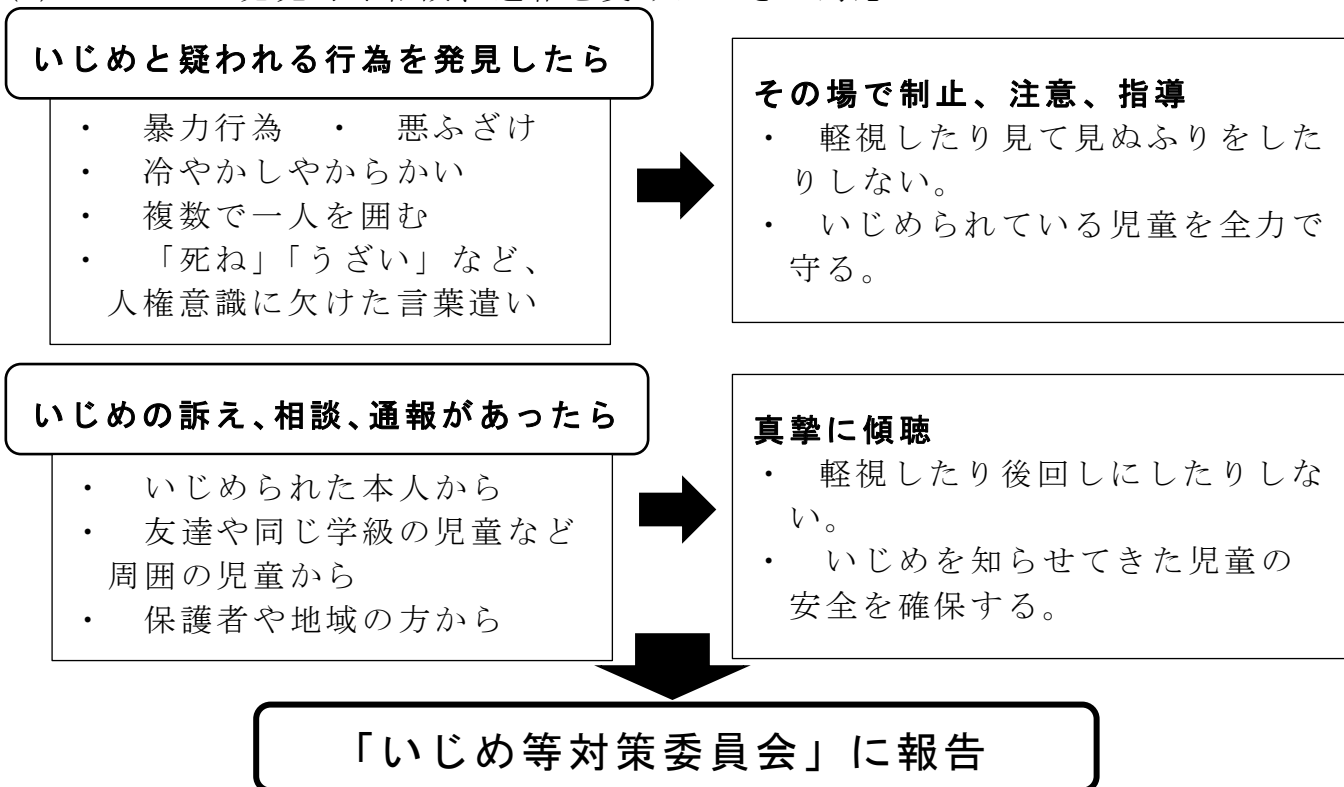
(5) 相談機関紹介カード「あったかハート」の配布

- ・ 年度当初に全児童に配付し、各相談機関について周知する。
- ・ 常にランドセルに入れておくようにさせ、いつでも見ることができるように指導する。

7 いじめに対する措置

- ・ 特定の教職員で抱え込まず、「いじめ等対策委員会」が中心となり、速やかに組織的に対応する。
- ・ 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て教育委員会、関係機関等と連携し、対応に当たる。
- ・ 児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- ・ いじめの相談や通報に対しては真摯に傾聴し、軽視したり、後回しにしたり、隠蔽したりしない。
- ・ いじめられた児童を徹底して守り通し、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

(1) いじめの発見時や相談、通報を受けたときの対応



(2) 「いじめ等対策委員会」の対応

校長は、速やかに「いじめ等対策委員会」を招集し、状況を冷静に判断し、迅速かつ的確な初期対応を指示する。

情報収集・管理・共有	<ul style="list-style-type: none"> いじめを発見した教職員又はいじめに関する相談や通報を受けた教職員からの情報を共有する。 関係児童に関する情報を収集し、共有する。
関係児童及び周囲の児童からの事情聴取	<ul style="list-style-type: none"> 状況に応じて聞き取りが必要と思われる児童から事情聴取を行い、いじめの事実の有無の確認を行う。
いじめか否かの判断 (いじめの認知)	<ul style="list-style-type: none"> 聞き取った内容の集約やこれまでの関係児童の状況から、いじめか否かの判断を行う。
今後の対応の決定	<p><いじめられた児童に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> 「見守り体制」の構築等、安全の確保 スクールカウンセラーとの面談 <p><いじめた児童に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> 自らの行為の責任を自覚させるとともに、反省を促す指導を行う。 <p><両者及び保護者に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> 状況に応じた謝罪等の場の設定 <p><「観衆」「傍観者」に対して></p> <ul style="list-style-type: none"> 「観衆」には、いじめに加担する行為であること、「傍観者」には、知らせる勇気をもつことについての指導 <p><保護者への連絡></p> <ul style="list-style-type: none"> 指導の経過及び今後の対応について、被害・加害両方の保護者へ連絡する。
事実関係の客観的かつ正確な記録の作成	<ul style="list-style-type: none"> 「発見」から「初期対応」「事情聴取」「保護者への連絡」など、経過の全般について、客観的な事実を時系列で正確にまとめておく 教職員の「憶測」や「感情」が入らないように注意し、会話については、できる限り実際の会話の通りに記録するようにする。

◎ 以下のような「重大事態」については、速やかに教育委員会に報告し、連携を図りながら対応に当たる。

<p>○「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童が自殺を企図した場合 身体に重大な傷害を負った場合 金品等に重大な被害を被った場合 精神性の疾患を発症した場合 <p>○「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」</p> <ul style="list-style-type: none"> 30日を待たず、1週間をめぐりに連絡し概要を報告する。 <p>※ また、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたと申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。</p>

・ 状況に応じて児童相談所、所轄警察署、法務局等、関係機関との連携を図る。

(3) インターネットネット上のいじめへの対応

- 名誉毀損やプライバシー侵害等、不適切な書き込み等については、教育委員会が委託する業者や所轄警察署に相談し、直ちに削除する措置をとる。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、

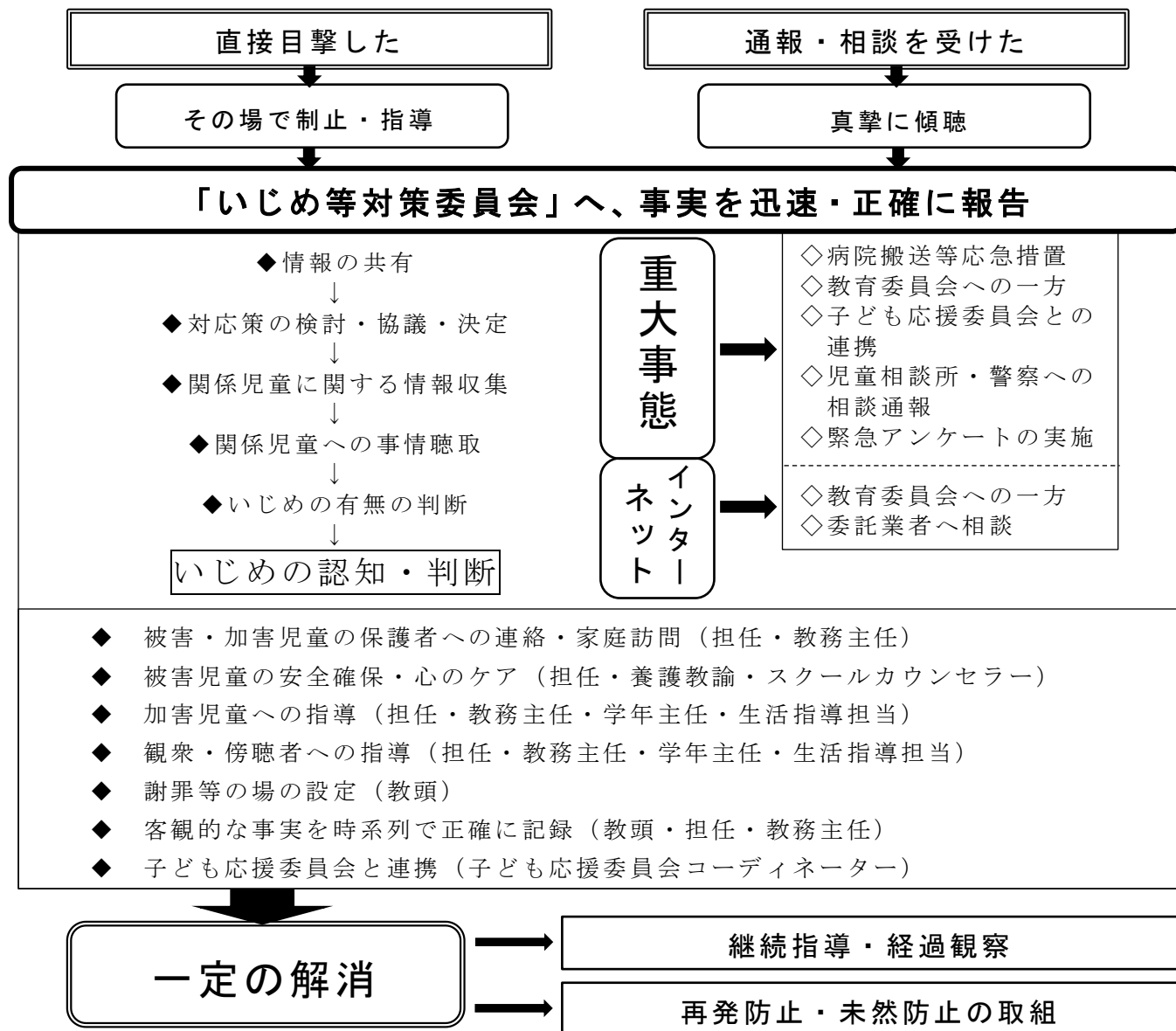
直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

- ・ 児童に対して情報モラル教育を積極的に進め、相談機関の窓口や関係機関が実施する取組を周知する。
- ・ 保護者に対しても、インターネット社会の現状、危険性についての理解を求めるとともに、「インターネット、スマートフォン、携帯電話の使用に関する約束事」を決めておいていただくよう、折に触れて依頼する。
また、講師を呼んで学習会を開くなど、積極的に啓発活動を行う。

(4) 子ども応援委員会との連携

必要に応じて、子ども応援委員会コーディネーターが中心となって、子ども応援委員会との連携を図り、問題の解決に努める。

(5) いじめが発生した場合の対応の流れ



8 校内研修の実施

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施し、教職員の資質向上に努める。

9 学校評価の実施

いじめの防止等のための対策に関わる取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表する。